

② マイナンバーカード申請補助サービスを行っています

マイナンバーカードの申請方法やどのような写真を用意したらいいのかわからない方のために笠間支所・岩間支所の市民窓口課で、市に住民登録のある方を対象にマイナンバーカードの申請補助サービスを行っています。このサービスは、マイナンバーカードの申請を希望されるご本人に市役所までお越しいただき、職員が専用端末を用い、写真を撮影し、オンライン申請を補助するものです。

お待ちいただくことを避けるため、予約をしたうえでご来庁ください。

受付時間 月～金曜日(土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分

場所 笠間支所市民窓口課 岩間支所市民窓口課 ※本所市民課では行っていません。

必要な物 本人確認書類 A(1点)またはB(2点) ※有効期限が切れているものやコピーは不可

A	運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたもの)、旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳 ※すべて顔写真入り
B	保険証、年金手帳、年金証書、生活保護受給者証、児童扶養手当証書、医療受給者証、官公署が発行した各種免許状等、社員証(顔写真付)、学生証(顔写真付)

問 笠間支所 市民窓口課(内線 72121) 岩間支所 市民窓口課(内線 73185)

③ 直売所等を有する農業者を支援します

市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている直売所等を有する農業者の方々の感染症予防の取組みや、危機的状況を乗り越えるための事業および回復期を見据えた事業継続のための取組みなどを支援します。支援を希望される方は農政課までご相談ください。

対象となる方 次のすべてに該当する方

- (1) 市内在住(法人は市内に本社本店所在地を有する。)または市内で農畜産物の生産を行う方
- (2) 市内に自らが主として運営する直売所等を有すること
- (3) 市に納付すべき税について未納がないこと
- (4) 12月28日までに補助の対象となる事業を行うこと
- (5) 笠間市中小企業等サポート事業補助金の交付を受けていないこと。

補助対象事業 ※備品の購入は直売所等で専ら使用するものに限りです。

- (1) 直売所等の衛生対策のための物品等購入事業：消毒装置、消毒液の購入など
- (2) 売上げ向上や消費喚起に向けた事業：ネット環境整備、印刷物製作費など

補助金の交付額

補助対象事業実施にかかる経費の2/3以内で、一事業者あたり20万円を限度(1,000円未満の端数が生じた場合には、切り捨て。)

申請期限 令和3年1月15日(金)(予算額に達した時点で募集は終了)

申・問 農政課(内線 541)

④ 点検のためサイレンを鳴らします

11月1日(日)午前8時から市内の各消防団詰所で機械器具置場点検を行います。午前7時にサイレンを鳴らしますので、火災とお間違えのないようお願いいたします。

問 消防本部総務課 TEL 0296-73-0240